

陳 情 文 書 表

受理番号	3042	受理年月日	令和7年5月15日
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の徹底等		
要旨	<p>全国市区町村の庁舎内で政党機関紙の勧誘（営業）、配達、集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会81か所で行われている勧誘、配達、集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されている。</p> <p>京都府でもその実態を知りたいと思ひ、京都市会2月市会に政党機関紙の勧誘行為の実態調査を求める陳情書を提出した。今回の審議を動画で確認したが、共産党議員は平成26年の陳情の例を出して、思想信条の自由があり、規制すべきではないと発言されていたが、それは過去の反響で、私たちは調査をして、むしろ思想信条や自由意志に反した購読例がなされていらないか、その実態を把握して欲しいだけである。例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘を受けた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなった。また、勧誘を受けた職員が7割が購読していた。自由意見欄でも購読を促す言いが多く上がった。庁舎内で政党機関紙の勧誘行為が横行しているという調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問など、速やかな対応を図ることを答弁した。</p> <p>2月市会後、京都市の管理を担当する部署に庁舎管理規則を確認すると、管理規則はないが、庁舎内の勧誘（政党機関紙を含め）は禁止されているとの回答であった。</p> <p>5月市会では、調査の陳情ではなく、勧誘の禁止の確認を求める陳情にした。政党機関紙の勧誘、配達、集金を庁舎内で行っている政党の議員は、政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動であると言われ、それはもっともなことだと思ふ。</p> <p>一方で、庁舎内では勧誘禁止のルールがあり、民間のマンションやアパートでも営業目的の訪問・勧誘活動の禁止している施設もある。こうした施設内での勧誘活動は、市民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものである。さらに庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第36条の政治的行為の制限で求められている。議員の方々は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて勧誘活動を行っていただきたいと思ふ。</p> <p>2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。自治体としてパワハラ防止条例を制定した事例も108に上る。</p> <p>については、京都市会においては、職員からの相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、庁舎内ルール徹底とハラスメントから職員を守るという観点で以下の2項目について強く願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をすることは禁止行為であることを議員の方々が確認し、政治的な中立性から市民に誤解を与えないようにすること。 2 今後、庁舎内で議員から職員に政党機関紙の勧誘行為を行った事例が発見された際は、全庁舎的な実態把握のため、政党機関紙の勧誘行為に関する職員アンケートを実施するなど再発防止に努めること。 		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		